定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年三月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年三月二日

愛知県瀬戸市幡野町二番地

株式会社アイチ衛生

代表取締役　浅野　経生

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年三月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年三月二日

京都市伏見区東菱屋町四二八番地の二

有明産業株式会社

代表取締役　小田原伸行

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年三月二日

大阪市中央区農人橋二丁目一番一〇号

株式会社近畿建築確認検査機構

代表取締役　中川　秀夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年三月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年三月二日

大阪府豊中市箕輪三丁目六番五号

極東食品株式会社

代表取締役　丹羽　基樹

株式併合につき通知公告

当社は、株式二十八万七千株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十七年三月十七日です。

平成二十七年三月二日

東京都中央区京橋一丁目三番一号八重洲口大栄ビル一二階

株式会社パートナーズ・ホールディングス

代表取締役　中尾　健

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるヨーゲン・ハーリングが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年三月二日

東京営業所　東京都港区虎ノ門一丁目一七番一号虎ノ門5森ビル

横浜営業所　横浜市中区南本牧一番地

名古屋営業所　名古屋市中区錦三丁目五番三一号

大阪営業所　大阪市西区京町堀一丁目六番二号肥後橋ルーセントビル

A．P．モラー・マースクAS

日本における代表者　ヨーゲン・ハーリング

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である神崎利幸が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年三月二日

神奈川県厚木市田村町七番三一号

大連保税区摩達国際貿易有限公司

日本における代表者　神崎　利幸

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である男鹿谷颯天が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年三月二日

神奈川県伊勢原市下平間七六一番地の三

デイ・ライズ・コーポレーション

日本における代表者　男鹿谷颯天

限定承認公告

本籍大分県別府市北浜二丁目七七五番地、最後の住所大分県別府市観海寺二四八八―四アイリス別府六〇四号

被相続人　亡　遠藤　文代

右被相続人は平成二十六年九月四日死亡し、その相続人は平成二十七年二月十八日大分家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二日

千葉県千葉市中央区本千葉町一番一号日土地千葉中央ビル九階　県民合同法律会計事務所

相続財産管理人遠藤岳朗

代理人弁護士　古海　健一

限定承認公告

本籍埼玉県さいたま市大宮区櫛引町一丁目一二七番地、最後の住所埼玉県さいたま市北区植竹町二丁目六九番地植竹団地D―七〇九

被相続人　亡　出口　泰雄

右被相続人は平成二十六年八月五日死亡し、その相続人は平成二十七年二月十六日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二日

東京都世田谷区粕谷二丁目一八番二三―四一〇号

相続財産管理人　出口　靖代

限定承認公告

本籍三重県度会郡南伊勢町田曽浦四一〇三番地、最後の住所静岡県静岡市葵区松野一八二九番地五

被相続人　亡　山本　三男

右被相続人は平成二十六年十一月四日死亡し、その相続人は平成二十七年一月二十九日静岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二日

神奈川県藤沢市鵠沼石上一丁目二番三号オリオンビル二階　永田ゆう子法律事務所

限定承認者山本秀秋

右代理人弁護士　永田ゆう子

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十七年二月十八日開催の臨時総会において、出資一口の金額を十万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十七年三月二日

東京都新宿区四谷四丁目一三番地

建築・内装専門工事業協同組合

代表理事　山口　博之

相続財産分離につき債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市台第三地割二〇番地の一、最後の住所岩手県花巻市台第五地割四一番地

被相続人　亡　髙橋　谷藏

本籍岩手県花巻市石鳥谷町好地第二地割二九七番地一、住所岩手県花巻市石鳥谷町好地第二地割二九七番地一

相続人　藤原與一郎

外一三一名

盛岡家庭裁判所花巻支部は、平成二十七年二月二十六日、右相続人藤原與一郎外一三一名の財産から右被相続人亡髙橋谷藏の相続財産を分離する旨命じたので、相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に配当加入の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二日

岩手県花巻市台第三地割一九番地四

相続債権者財産分離請求者　伊藤　博子

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年一月三十日（号外第二十二号）目次欄中（印刷誤り）				
一一			九昇級等の基準	昇給等の基準
同日（同号外）公布人事院規則九―八―七九（人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）（印刷誤り）				
五	上	二	61 61	61 61
平成二十五年七月一日（号外第百四十一号）海上保安庁告示第百三十二号（船舶気象通報規程の一部を改正する告示）（原稿誤り）				
三七	下	終りから四	（第十管区海上保安本部）	（第十管区海上保安本部）
三八	上	九		

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月二日付第四四号九六ページ

―ジ●同日付政府調達第三九号五六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）